飯塚　義一　後藤　繁美　行方　祐雄
早川　吉明　渡邉　敏治
旭日単光章を授ける（各通）（二月十八日）
泉澤　保雄
旭日単光章を授ける（二月十九日）
（熊本県山江村議会議員）
田口　清隆
旭日双光章を授ける
門脇　作一　國持　圭吾
富澤　正　林　俊明
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）
藤原　英雄
旭日双光章を授ける
倉口　秀雄
旭日単光章を授ける（以上二月二十一日）
折原　四郎
旭日双光章を授ける
小林　昭治　寺坂　衛　友定　寛
（海津市議会議員）
渡邊　光明
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十二日）
井手　言行　伊藤　清治　上原　精二
兼古　崇　河合　滿　坂井　幸成
副嶋　一義　寺田　晴治　鳥取部和彦
東川　正一　藤田　邦男　眞加部一勅
水尻　文造　南出　吉郎　山岸　一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
渡邊　正
青木　清　小堤　文志　鈴木　信夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十六日）
佐藤　和夫　類家由太郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
今井登貴三郎　岩橋　通譽　奥間　明
齋藤　清次　佐々木京子　千種　成男
宮下　道彦　森仲　貢　吉澤　三義
瑞宝双光章を授ける（各通）
上田　攻　甲田　恒人　小林　信夫
夫馬　康裕　前田　和男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十七日）
小森美知子　高木　正文　辻　勝太郎
寺崎　逸二　内藤　勇三　西田　玲子
堀越　敏男　本夛　義一　水本山之烝
瑞宝双光章を授ける（各通）
岡　直大　佐俣　一夫　杉本　彰一
竹内　文市　田中　一芳　古川　功
森川　良臣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
瑞宝小綬章を授ける
木村　峰男　鈴木　章夫　木村　一郎
出村　禎布　中村　末男　辻　昭二郎
西元　文男　松澤　誠　中村　義人
瑞宝双光章を授ける（各通）
植木　和夫　奥村　恒久　諸江　良子
弓削　勝美　渡辺　元　山下　一夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十九日）
前田　清慶　森　秀夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大田　一郎　川村　恒雄　鈴木　晴雄
鈴木　裕　尹胡　輝雄　内藤　順二
名久井敬一　飛田　育男　宗京　正已
矢來　政雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
植田　年昭　近藤　孝信　五ノ井和彦
佐田　恵助　佐伯　善雄　鈴木　英夫
松本　金次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）
（神奈川県公立学校長）
諏訪部泰樹
瑞宝小綬章を授ける（各通）
木船　洋志　小坂　眞一　近藤　幸男
坂田　甚幸　多根　幹雄　田村　重孝
土屋　査　中村　春夫　夏梅　孝
西原口　進　野口榮一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
足立　純　石川彦太郎　上田麻利子
蛯名　操　北川　嘉男　慶本　達治
竹内　嘉信　寺嶋　敏男　沼田　正治
松浦　英伍　圓谷　剛　三浦　豊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十一日）
戸田　元照　森田　富夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
荒山　款孝　石井　丈雄
小泉　隈男　小林　直行
須佐　久男　鈴木　尚夫
田中　義忠　中川　道人
藤村　幸夫　堀口　愃
蓑輪　幸雄　渡邊六百歳
瑞宝双光章を授ける（各通）
大岩　保雄　河島　文清　京深　幸一
（福島県相馬地方広域市町村圏
組合消防司令）
笹木　則男
松村　利明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十二日）
西谷　勝廣　山田　信夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
藤川　龍哉
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十三日）
神高　初
瑞宝双光章を授ける（二月二十五日）
星　正尚
瑞宝双光章を授ける（二月二十六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三月二十三日午前九時五十四分御出門、クウェート国首長殿下を御訪問のため、迎賓館赤坂離宮（港区）へ行幸啓、同十時四十五分還幸啓になった。

御弔電

天皇陛下は、トンガ国国王ジョージ・トゥポウ五世陛下崩御につき、三月二十三日同国国王トゥポウ六世陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、ドイツ国大統領ヨアヒム・ガウク閣下の大統領就任につき、三月二十三日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、三月二十五日ギリシャ国の国祭日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、三月二十六日バングラデシュ国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

歓迎行事

三月二十一日午前九時二十分、皇居において行われたクウェート国首長殿下の歓迎行事に天皇陛下に代わって皇太子殿下が臨場になった。

御会見

天皇皇后両陛下は、三月二十一日午前九時四十分、宮中においてクウェート国首長殿下と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、三月二十一日午後七時、クウェート国首長殿下のため、宮中晩さんをお催しになった。

なお、同晩さんには、天皇陛下に代わって皇太子殿下が臨席された。

官庁報告

法　務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人小林域泰は願により公証人を免ぜられた。（三月十九日）（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、フェデラルエクスプレスコーポレーション日本支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年4月1日以降、同組合の組合員が従事するフェデラルエクスプレスコーポレーションの全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年3月27日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、タイ国際航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年4月1日以降、同組合の組合員が従事するタイ国際航空の全職場（千葉県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年3月27日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、オランダ航空労働組合から、労働協約等の遵守等の要求に関して、平成24年4月1日以降、同組合の組合員が従事するKLMオランダ航空会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年3月27日

厚生労働大臣　小宮山洋子